

第 16 回市民活動推進審議会 議事録

日時 平成 23 年 3 月 11 日（金） 10 時～12 時 00 分

場所 大阪市役所 屋上階 P1 会議室

出席委員（委員・五十音順）

相川委員 有田委員 楠委員 田中委員 早瀬委員 山田委員

本市出席者

市民局長 安全・市民活動担当部長 市民活動担当課長 市民活動担当課長代理

市民活動担当係長

《傍聴状況》1 名

《当日資料》資料 1～3、参考資料

●開会

（資料の確認）

（山内会長がご欠席のため、早瀬会長代理により審議進行）

（早瀬会長代理）

前回の審議会以降、2 月 2 日から 3 月 1 日までの間、「大阪市協働指針【実践編】」（素案）につきまして、本審議会としてパブリック・コメントを実施しましたところ、「資料 1」にありますとおり 44 件のご意見をいただきました。

それを受けまして 3 月 8 日にワーキング部会を開催し、ご意見に対する対応を検討しまして、答申案を作成しております。その内容について、ご審議いただきたいと思います。

ワーキングの皆さんにおかれましては、大変ありがとうございました。

それでは内容について、事務局からご説明いただきたいと思います。その後、ワーキング委員の皆さんからも補足の説明等があればお願いしたいと思います。

（市民活動担当課長）

それでは、資料 1 と資料 3 をもとに、説明いたします。資料 2 につきましては、本日の審議のご意見が反映される前の答申案ということで、ご理解いただきたいと思います。

まず資料 1 ではありますが、本日の審議を経て公表することを想定しておりますので、案ということにしております。こちらの資料は、実施結果の概要ということでもまとめております。

パブリック・コメントとしましては、2 月 2 日から 3 月 1 日まで実施いたしまして、44 件のご意見をいただきました。資料の 2 枚目以降がご意見の要旨と審議会としての回答又は対応の方針と大阪市に関わる部分につきましては補足説明ということで記載しております。

それでは順を追ってご説明いたします。まず、「本編の名称、サブタイトルについて、内容にあったものとなるよう、再度検討すべき。」というご意見についてでございます。

こちらは、前回の審議会でもご議論いただいております、指針全体の内容を表すものとなるよう、サブタイトルを「～実りある協働事業のプロセスと進め方～」に修正しております。

次のご意見ですが、「はじめに・第4段落の「現在、協働で行う事業はありますが、その質については千差万別であり、…」という記述のなかの「質」という表現は、現状の協働に優劣をつけるものであり、不適切ではないか。」「はじめに・第7段落の「協働の一步を踏み出した」といわれることに抵抗がある。「協働に向けた一步」を踏み出したにすぎないのではないか。」「はじめに・第8段落の「行政のパートナーとなる市民活動団体の共感と理解が不可欠であり」の表現について「相互理解」とする方がふさわしいと思う。」というご意見をいただいております。

審議会の回答としましては、ご意見を踏まえまして、よりふさわしい表現とするために、第4段落につきましては、「その質については千差万別であり」という記述を削除して、はじめに・第7段落については「協働に向けた一步」に、第8段落については「共感と相互理解」に表現を改める修正を行っております。

次に第1章の大阪市政における協働推進の2ページ目に「市民活動にはいろいろな活動があるが、大阪市が協働しようとしている市民活動の具体的な内容が分かりにくい。市民活動や市民活動団体の定義を具体的にすべき」といったご意見をいただいております。

こちらは審議会の回答としましては、「市民活動及び市民活動団体の定義を具体的に示すため、大阪市市民活動推進条例の条文を引用して説明を加えました。」ということで対応しております。

また、大阪市の関わる部分の補足説明として「市民活動及び市民活動団体の定義を、大阪市市民活動推進条例第2条に定めております。」とさせていただきます。

次に同じく2ページ目ですが「第1章・1・第2段落後半、「そして、「協働」のパートナーとしては、特定非営利活動法人（NPO法人）、地域住民によって広く社会の問題解決に取り組んでいる団体（地縁団体）、…」の記載になかの、地縁団体とNPOの順序が不適切である。」といったご意見をいただいております。

こちらは審議会の回答としましては、「記載の順序に交わらず、広く市民活動団体と協働することをお示したのですが、大阪市市民活動推進条例第2条に定めております市民活動団体の定義の順序に統一し、第1章・1・第2段落後半につきまして、「地域住民によって広く社会の問題解決に取り組んでいる団体（地縁団体）、特定非営利活動法人（NPO法人）…」と表現を修正しました。」ということで対応しております。

続きまして、3ページのところで「第1章・1のコラムのなかで自治基本条例を引用することは不適切でないか。」といったご意見をいただいております。

こちらは審議会の回答としましては、「第1章・1のコラムは、近隣の自治体における「協働」「参加」「参画」といった言葉の定義を紹介する目的で掲載しております。」ということで対応しております。

次に4ページですが、「市民や市民団体の意見は市議員、市議会を通じて施策に反映すべき。一部の市民、一部の市民活動団体が、市政の政策に、構想企画立案の段階から参画できるのは直接民主制のように見受けられ、憲法違反が疑われる。また不公平だと思う。」
「外国人や大阪市外の住民もその構成員として含まれる市民活動団体が、大阪市の施策・事業の企画立案から実施に至るまでの各段階において、対等な関係で介入を許すことは、憲法の国民主権や住民自治の原則に反するのではないか。」といったご意見をいただいております。

こちらは審議会の回答としましては、「施策や事業の実施にあたっては議会のチェックが必要である旨の説明を、第1章・3・第4段落に追加いたしました。」ということで対応しております。

大阪市からの補足説明としましては、「事業をよりよいものにするため、企画立案の段階から広く市民のみなさまのご意見を求め、協力を得ながら事業を実施していくことを想定しておりますが、議会に諮るなどの行政が取るべき手続きにつきましては、行政が責任を持って行います。なお、本市では、従来から、パブリック・コメントや市政モニター、公募による市民委員を含む各種審議会などにより、幅広く市民からご意見をいただく機会を設けているところです。」といった対応になっております。

続きまして、第2章の協働事業の進め方と評価の仕組みの6ページと15ページになります。「協働」や「協働事業」という言葉の定義が分かりにくいので具体的に示すべき」といったご意見をいただいております。

こちらは審議会の回答としましては、「協働」や「協働事業」については、第2章・1の全体にわたり、具体的な事業を例示した表や協働で取り組む意義を詳しく示すなどして、わかりやすくなるよう説明を加えました。またこれに伴い、第3章・2・(1)・第1段落の表現を第2章・1を引用するかたちで整理しました。」といった対応になっております。

続いて、9ページ「第2章・3・(2)・第3段落、「一般的な補助の場合にも、特定の団体に長時間にわたって補助が続くような場合には、補助が既得権化・恒常化することの無いよう留意する必要がありますが、」という表記のなかの「既得権化・恒常化」と言う表現が不適切である。」というご意見がありました。

こちらの回答としましては、第2章・3・(2)第3段落の表現につきましては、補助の理由を明確にするなど公正性、透明性を高めることが重要であることが分かりやすくなるよう修正しました。

大阪市に関わる部分の補足説明としましては「補助にあたっては、平成19年3月に策定しました「補助金等のあり方に関するガイドライン」のなかでも、既得権化・常態化を是正していくことの必要性を述べており、留意しながら進めていく必要があると考えております。」という説明になっております。

続きまして、第3章の協働事業の具体的な進め方の部分で、12ページ「第3章・1・第1段落、「6つの原則」について、委託を中心としたものであることを分かりやすく示して

ほしい。」「第3章・1・■協働推進にあたっての「6つの原則」枠内「【職員の意識啓発】(vi) 市民活動を行政の協働のパートナーとして認識するなど、」の記載のなかの、「市民活動」は「市民活動団体」とするのがふさわしい。」といったご意見をいただいております。

こちらの審議会としての回答又は対応としましては、「ご意見を受けまして、第3章・1・■協働推進にあたっての「6つの原則」枠内に「6つの原則」が委託を中心としたものであることを分かりやすく示し、同枠内の【職員の意識啓発】(vi) につきましては「市民活動団体」に表現を改める修正を行いました。」といった対応になっております。

次に17ページ「第3章・2・(2)・②・ウ、大阪市は、一市民活動団体と合意、協力し、契約書、協定書、覚書、通知書などの書面を締結するのか。また、その場合、責任の所在は明確にするべき。」といったご意見をいただいております。

こちらのほうは、大阪市に関わる部分の補足説明としまして「大阪市市民活動推進条例第2条に定義する市民活動団体と契約等を締結することを想定しております。また、契約等を締結する際には、責任の所在を明確にしていまいります。また、第3章・2・(1)・②のなかで述べておりますとおり、協働相手となる市民活動団体の選定につきましては、公平性・公正性・透明性を確保するよう留意して進めてまいります。」という回答になっております。

続きまして、第4章の協働推進に向けた基盤整備の25ページに「第4章・2・(7)の記載について、一部の市民活動団体に対して大阪市が経済支援を行うことは不公平であり、大阪市民にとって経済的損失となるのではないか。」といったご意見をいただいております。

こちらは審議会の回答としましては、「第4章・2・(7)では、当該市民活動に賛同する市民や企業からの寄付金に基づく基金制度などの仕組みを充実させていくことをお示ししています。」といった回答になっております。

大阪市に関わる部分の補足説明としましては「このような支援を行うことで、大阪市市民活動推進条例第2条の市民活動団体の市民活動を活性化させ、もってより多様な市民ニーズに対応する公共サービスの向上につなげていくことをめざしています。また、第3章・2・(1)・②のなかで述べておりますとおり、協働相手となる市民活動団体の選定につきましては公平性・公正性・透明性を確保するよう留意して進めてまいります。なお、地方自治法第232条の2に基づく補助を行うにあたりましては、平成19年3月に策定しました「補助金のあり方に関するガイドライン」でお示ししておりますとおり、公益上の必要性や補助金額等の妥当性、補助金額に見合う効果の有効性、補助の交付先決定にあたっての公平性などに留意しながら進めてまいります。」という回答にしております。

続きまして、その他のご意見として1ページ「この指針の内容をもって、協働事業を行う具体的なマニュアルとはなっていないので、今後、この指針を基本とした具体的なものが作成されることを期待する。」といったご意見をいただいております。

こちらの大阪市に関わる部分の補足説明としましては「はじめに、第9段落のなかで述べておりますとおり、協働を進めていくなかで、協働の事例やノウハウの共有、協働に関

する情報の収集と発信、課題解決に向けた実践的な取組みを重ね、さらなる協働の充実を図ってまいります。」という回答にしております。

続きまして、指針全体に関わるご意見としまして「この指針の内容はもとより、指針そのものを知らない市民が多い。」「パブリック・コメントが行われていることが非常にわかりにくいので、周知方法をもっと工夫するべきだと思う。」といったご意見をいただいております。

こちらは大阪市からの説明としまして「「パブリック・コメント手続きに関する指針（運用と解釈）」第 4. 2 におきまして、公表手段について定めております。このたびのパブリック・コメントにつきましても、市政だよりへの掲載、担当窓口での配架及び配付、ホームページへの掲載、市民情報プラザでの配架及び配付、関係機関窓口としまして、大阪市サービスカウンター、各区役所・出張所、各区民センター、大阪市ボランティア情報センターなどでの配架及び配付を行い、より多くのご意見を収集するべく努めてまいりました。ご理解くださいますようお願いいたします。」といった回答になっております。

最後のご意見になりますが「大阪市は、協働を進めるだけではなく、経費削減や組織改編などの改革を行うべき。」といったご意見をいただいております。

こちらは大阪市からの回答としましては「大阪市では、高コスト体質からの脱却をめざし、平成 18 年度から 22 年度に市政改革に取り組みました。この改革によって、経費や職員数の大幅な削減、職員厚遇の是正、さらに、職員へのコンプライアンス意識の徹底、情報公開の徹底等による市役所のガバナンス強化などを進めた結果、サービス・体質の改善などにおいて大きな成果をあげ、数値目標についても、当初の目標を大幅に超える水準で達成することができました。しかし、現在の厳しい財政状況を克服し、持続可能な大阪を支える行財政基盤を構築するためには、引き続き市政改革に取り組んでいく必要があります、現行の市政改革基本方針や行財政改革計画の計画期間終了後の平成 23 年度以降の新たな市政改革について、検討を進め、平成 23 年 2 月には（仮称）「新しい大阪をつくる市政改革基本方針 Ver. 1. 0」（案）－なにわルネッサンス 2011－を公表しました。

この基本方針は、多様な協働（マルチパートナーシップ）によって、大阪市民が持つ力、そしてこれまで積み上げてきた資産をたて・よこ・斜めにつなぎあわせて、地域の個性や時代の要請に合ったものに新しく組み立てなおし、またコミュニティを再生することで、大阪が本来持っているなにわの力を復興しようとするものです。

そうすることで、現在の閉塞状況を打破し、超高齢社会や右肩上がりの成長が期待できない経済環境の中でも、大阪の人々がより幸せに豊かに暮らすまちにつくりかえることをめざしており、今後、本市では「大都市大阪の地域力の復興と公共の再編」・「区役所・市役所力の強化」・「持続可能な大阪を支える行財政基盤の構築」という「地域から市政を変える」3つの指針のもとに取り組んでまいります。

持続可能な大阪を支える行財政基盤の構築に向けては、収入の確保や総人件費の抑制、外郭団体等の見直し、公共事業のあり方の検討やムダの排除の徹底を図るとともに、将来

にわたって大阪の地域社会の暮らしとまちを守り続けていくために、市民サービスを単純に削減するというのではなく、今後も持続可能な制度として維持・継続していくため、施策・事業の選択と集中による再構築に取り組んでまいります。

組織改編については、より地域に身近な区役所主導の体制に転換するとともに、市役所全体で地域を総合的に支援する体制づくりに向けて、区役所と局のあり方の見直し、全市のな方針や施策立案機能の強化や、組織の縦割りによる弊害の改善などに取り組めます。」といった回答になっております。

以上が要旨としてご意見をいただいております箇所の説明となります。大変長くなりましたが以上でございます。

(早瀬会長代理)

ありがとうございました。ただいま課長からご説明いただいた審議会としての回答がワーキング部会で議論したものになります。ワーキング委員の皆さんからも補足説明等があれば、ご意見いただきたいと思います。

(相川委員)

気が付かなかった箇所の修正があります。私たちが真摯に受け止めなければいけないのは、資料1の3ページ目の第2章の「協働とか協働事業とかの言葉の意味がわかりにくい」というところで、ここに関しては【基本編】の6ページの協働はこのためにやるんだといった部分や、11ページのチェックポイントや、こういったものが協働に向いているといった部分がありましたので、それを事務局のほうで取りまとめていただいて、大幅に加筆修正いただいたものが資料3の7ページになります。随分と文章を足したように見えますが、基本的には指針【基本編】に記載されているものを書いているという説明になります。

あと、パブコメの意見を見ての感想になりますが、市民活動とか市民団体に関して若干警戒心を持ってらっしゃる感じがします。そのことを推進する根拠は何か、あるいはここをきちんと定義しないといけないといったご意見でした。それに関しては、条例が先に決まっていますし、しかも市民活動団体についてはそれを推進し、また連携していくことがはっきりと明記されておりますので、注釈を付けたのですが、条例が浸透していない事実やまだまだ足りないと言われている事実を受け止めて、【実践編】が出来上がって終わりということではなくて、広げていくことが必要かと思えます。

あと私どものチェックミスになりますが、7ページの事業のところ表を入れていただいたのですが、例示の3番目と4番目に「家庭内暴力、児童虐待等のサポート」「ニートやひきこもり等のサポート」とありますが、「温暖化推進」と同じような意味になってしまいますので、「防止」なり「救済」などが必要だと思えます。

(早瀬会長代理)

表の修正については、「難病患者や家族への支援、家庭内暴力、児童虐待等の防止のサポートなど」「ニートやひきこもり等の状態にある人や家族へのサポートなど」に修正します。

(山田委員)

そもそもの事になるのですが、【実践編】については一般市民の方にも当然知っていたくことが必要ですけど、大阪市職員の方の【実践編】になるので、これからの話として、パブコメにも書いてますようにマニュアルになるのかわかりませんが、いかに具体的な部分に落とし込んでいくかを検討してほしいということがありますし、それ自身を協働でやっていければと思います。

(早瀬会長代理)

パブリック・コメントのご意見をいただいたおかげで、さらに誤解のない【実践編】になってきたと思います。

ワーキング部会以外の委員の皆さんからもご意見等ありましたら、お願いしたいと思います。

(楠委員)

貴重なご意見をいただいたので、いろいろと考えさせられるところもあるのですが、気になるのが、パブコメのご意見の市会の議決の関係のところ、ある意味正論なのですが、それを言い出すと「協働指針そのものの前提にかかわること」と思います。このご意見に対しては十分考慮してコメント案が作られているのですけれど、このページにここまで入れてしまうと少し意味が変わってくるのではないかと思います。資料3の5ページに「予算決算等を通じ、議会での議論や議決を経て進めていく必要があります」という修正なのですけれど、一方でこれの前提になる話は以前から何度も議論されています。

例えば17ページの「2 協働事業のプロセスと進め方の留意事項」の図のところ、右側の●の二つ目に「協働相手の選定における公平性・公正性・透明性の確保」を逆に強調しているわけですね。そこがあるから、そもそも法制度とか行政の守備範囲でないところに市民の課題があって、それを先進のノウハウを持った市民活動団体やNPOとかに協働関係を求めることで、さらに公共性が高まるというのが話が出てきています。これに予算や議決がないと一切事前の検討からできないのかということになっては、活動の範囲が狭まることになるのではないかと思います。

(山田委員)

この表現は、必ずしもそういう意味でもないかと思います。

(楠委員)

事前段階というのはそうじゃないでしょうか。事前段階で企画立案が進んで、結果としてそれが制度になるとか、条例に落とし込まれるということがあると思うのですけど。

(早瀬会長代理)

ワーキング部会での議論で言いますと、あくまでも市の意思決定は議会で行われるというところが大前提にあって、要はこの「Plan」というのは、議会にかける素案を市の職員だけで作るのではなくて、市民の皆さんと協働で作っていくという意思決定上の話になる。市議会の意向を無視して勝手に進めることはできないので、今までは職員だけで素案を作っていたところを、広く市民の皆さんと協働しながら進めていこうというのが、

ここの「Plan」の部分になります。

(楠委員)

その話はよくわかるのですが、資料3の5ページの案に書いていただいている「予算決算等を通じ、議会での議論や議決を経て進めていく必要があります」というのは、逆に言うと行政の大前提の話なので、わざわざ書くこと自体に違和感があるなという感じがします。事前段階とか周辺の部分に幅を持たせるというのが、今回のこの指針になるので、ここまで強調する必要があるのかなという気がします。

(早瀬会長代理)

おっしゃるとおり大前提なのですが、パブコメでご意見いただいたので補足的に足したというところです。

(山田委員)

確かにここの部分はどういうふうに表現したらいいのか議論がありました。

(早瀬会長代理)

ここにあること自体を含めて、この指針自体が条例という議会のチェックを踏まえて作られるので、大前提ではあるのですが。

(有田委員)

楠委員にご発言いただいているように、私もこの部分の表現に違和感があって、行政職員と市民が協働するためのものなのに、議会に拘束されてしまう書き方になると、自由な発想とかが出にくくなるのではないかと思います。

(早瀬会長代理)

もちろん内容は議会に説明できるものでないといけませんよね。

(有田委員)

議会にかけなくて済むこともたくさんあるのではないですか。予算化するための事業の企画立案ではなくて、予算はついているけど、どう進めていくかということを行政と市民活動団体がラウンドテーブルで話し合っただけで協働していくこともあります。この書き方ですると全てを議会に通さないといけないように読みとれてしまう。

どうしても書くのであれば、「Plan」「Do」のところに入れるかですね。「自治基本条例」を例に出されたり、「参画」の定義を出されているのは、そういうことを踏まえているのだから、ここに書く必要はないと思います。

(早瀬会長代理)

逆にいうと、PDCAというのは、施策化されたもののPDCAなので、PDCAの中に議会を入れてしまうと違和感があると思います。

基本的に議会の承認を得られないと違法になってしまうので、絶対に議会は大前提になると思います。一般的に誤解のないようにしているのですが。

(相川委員)

アイデア募集とか企画を練る段階は、市民や市民団体と協働していけばいいのですが、

施策化していくにあたってはやはり議決は必要になります。それをチェックするのは決算委員会なので、こういう書き方をせざるを得ないというのが一点です。逆にいうと議員の方が、これについてはNPOともっと協働するべきだとかアプローチしてくる可能性があるのも、あまりそっぽをむくような表現はどうかかなという感じはします。

(田中委員)

持っていく方法としてはこれでいいと思うのですが、フィードバックというところで今お話をしていた、何でこれが議会の中で受け入れられなかったのかといったフィードバックが重要だと思います。当然議会制民主主義ということですので、受け入れられるかどうかは別ですが、連携する議員の方々と事前の意思疎通を十分図った上で、こういう思いから、議会の中で図っていただきたいということをきちんと伝えたいので、駄目なら駄目だったとフィードバックするのも審議会の大事な部分だと思います。中身の部分はまだ少しわからない部分がありますので、意見としては以上です。

(早瀬会長代理)

議会という存在の表現の仕方が強調されすぎていますかね。

(楠委員)

例えば主述を逆にして、議会での議論や議決は大前提で、もっと言えば制度や法律や予算がある以上、行政や行政職員がそれに従って100%のパフォーマンスを示すというのも大前提です。それがあって足りないところを市民と協働して一緒にやっていくのが大きな枠組みになるのなら、文章を前に持ってきて、議会での議論とか行政の責任を果たすというのが大前提としてあるけれども、このように協働の関係を広げていくのも豊かにしていくためには大事ですよといった感じで、主述を逆にすればわかりやすいのではないかと思います。

(早瀬会長代理)

入口のところに議会があって、具体的な部分を詰めていくというようなイメージがあればわかりやすいですかね。

本日、答申を渡す予定になっているので、文章として固めていかないといけませんので少し考えましょう。

(楠委員)

具体的な提案ですが、「施策・事業の実施にあたっては、議会での議論や議決を経て進めていくことはもちろんですが、・・・」という部分を、この段落の「そして」の前に持っていけばいいかなと思います。

(早瀬会長代理)

整理します。この段落の初めから「施策・事業の実施にあたっては、議会での議論や議決を経て進めていくことがもちろんですが、」が先に入って、「そして、」を取って、「市民活動団体と行政が協働で事業を進める際には、施策・事業の企画立案から実施に至るまでの各段階において、対等な関係で話し合いを充分に行うことが大切です。」と続きます。皆

さんがお持ちの文章のイメージは同じだと思いますが、要するに「対等な関係で話し合いを充分に行うことが大切です。」という部分が一番大切になります。

(相川委員)

「もちろん」というより「必要」のほうがいいのではないのでしょうか。「議会での議論や議決を経て進めていく必要がありますが、・・・」

(早瀬会長代理)

もう一回言うと「施策・事業の実施にあたっては、議会での議論や議決を経て進めていく必要がありますが、市民活動団体と行政が協働で事業を進める際には、施策・事業の企画立案から実施に至るまでの各段階において、対等な関係で話し合いを充分に行うことが大切です。」ですね。

(相川委員)

文章が長くなってしまうので、一文にするなら「議会での議論や議決が必要ですが、」のほうがいいかもしれません。

(早瀬会長代理)

「施策・事業の実施にあたっては、議会での議論や議決が必要ですが、市民活動団体と行政が協働で事業を進める際には、施策・事業の企画立案から実施に至るまでの各段階において、対等な関係で話し合いを充分に行うことが大切です。」

議会の部分については、これで整理されたと思います。

(市民局長)

今の「議会での議論や議決が必要ですが」という表現のところですが、せっかく縮めていただいたのですが、そこのところは「議論や議決を経て進める」という表現でお願いしたいと思います。

(早瀬会長代理)

やはり経て進めるというのが、大事になりますね。

(楠委員)

今の同じ箇所のパブリック・コメントに対する返し方ですが、これは公開されるのですよね。指針の該当部分を変えていただくのもそうなのですが、パブコメの回答においても私が申しあげた指針全体の中でも協働相手を選定するときにも、そこは重視していますというややこしいですかね。

(早瀬会長代理)

大阪市の回答部分か審議会の回答になるかわかりませんが、19ページの公平性・公正性・透明性の確保についても非常に留意して選定しているということ、パブコメの回答を変更していただいてより強化するということですね。

(有田委員)

細かいところですが、資料3の1ページの下から5行目の「実りある協働は」の次の「市民」というのは「市民活動団体」ですよ。

資料3の28ページの(6)の「社会的ビジネス」というのは、下に注釈は入れていただいているのですが、「ソーシャル・ビジネス」という方が一般的ではないかなと思います。

(早瀬会長代理)

資料3の1ページについては、総論的な部分なので「市民」の方がすんなりくると思います。

「社会的ビジネス」については、今は社会的起業のほうが多いかな。

(市民活動担当課長代理)

「社会的ビジネス」が言葉としてわかりにくいということですが、「ソーシャル・ビジネス」の和訳ということではなくて、資料3の28ページの下のほうに書いていますように、「コミュニティ・ビジネス」や「ソーシャル・ビジネス」のうち、地域全体で担う新しい形の公共づくりに向けて、大阪府が施策・事業の再構築を行っていくものを「コミュニティ・ビジネス」「ソーシャル・ビジネス」のうち新たに公共を担うものということで、大阪府が市政改革基本方針のなかで定義している言葉になっています。わかりにくくて申し訳ないです。

(有田委員)

大阪市の定義ということですね。

(早瀬会長代理)

ここの注釈の中に、市政改革の中でまとめられた大阪市の定義ということがわかるように、文章の最初のほうに入れておいたほうがいいですね。

(市民活動担当課長代理)

資料3の6ページの2行目の市政改革基本方針につきましては、現在名称が(素案)から(案)に変更になっており時点修正が洩れています。修正後の文章を申しますと2行目から「平成23(2011)年3月には、(仮称)「新しい大阪府をつくる市政改革基本方針 Ver. 1.0。」(案)「なにわのネットワーク2011」をとりまとめ、」に修正いたします。同じく下の図のところも修正させていただきます。

(早瀬会長代理)

いただいたパブコメのご意見も44件ということで、随分多いのですが、市民の方から見た視点という部分は非常に大切なので非常にありがたいと思います。

(楠委員)

文章の訂正意見ではないので、参考にお聞きしたいのですが、協働の事業の形態で予算のないカテゴリーというのがあるということでお聞きしたのですが、「後援」はもちろん予算のないものになると思うのですが、他にカテゴリーとしてどうなのかということをお聞きしたいなと思います。文書を訂正するというものではないのですが、例えば職員の方が一緒にボランティアに参加するということや仕事の中で市民活動の調査研究活動をするとか、仕事の中でやるというようなことも協働の形として定義するのかお聞きしたいのですが。

(早瀬会長代理)

「共催」が近いかなと思うのですが、確かに仕事の中でやることもあって、わざわざ委託とか契約書を交わすこともなくやることもあると思うのですが、業務としてやる場合は執行命令とかあるのですかね。

(市民活動担当課長)

必ずしも業務としてやっているということではなくて、私個人でも集会とかに参加させていただいたり、ボランティアとして参加したり、日常として相談もあったりするのも事実です。

(早瀬会長代理)

確かに職員の皆さんが自発的にされていることもここに書かれているわけではありません。市の施策としてやるのが書かれているのですが、現実的にはそういう日常的な関係で進んでいくこともあります。業務として事務局を担っていただくものは入ってくると思います。

(有田委員)

資料3の12ページの(4)その他の②に「ボランティアの参加促進」とありますが、行政の持っている情報は市民活動をやっていくうえで重要なものなので、情報提供も必要かと思います。

(早瀬会長代理)

何か書いたほうがいいですかね。

(楠委員)

職員に落とし込みされるときに、ここにはそういう気持ちが込められていることが伝わればいいのかと思います。

(早瀬会長代理)

個々に自由度がある表現のほうがいいと思います。これ以外はしてはいけないというようなことではなくて。

(相川委員)

今の話でいうと、市民活動推進条例の第9条、第10条に「情報の収集」と「学習機会の提供」というのは入っているので、前提条件として条例に入っているのではということではないでしょうか。

(早瀬会長代理)

条例のほうでそういったことが含まれているので、研修などを行うときには、そういった部分も忘れないでねと念押ししたほうがいいですね。

(相川委員)

情報提供だけすれば協働だと思われないようにしていただきたいですね。

(早瀬会長代理)

そのあたりはまさに思いを受け止めてほしいというところですね。

(有田委員)

コラムについて、出典が書いてあるのはわかりやすいですが、26ページの「ダイアログ」については、何から引用されたものなのかわからない。

(早瀬会長代理)

今日出席される予定だった松浦委員にまとめていただいたものをベースにしているのですが、表現の関係でいうと「次の6つの原則があるとされています。」というぐらいにしておいたほうがいいですね。

松浦委員が独自で考えられたものではなく何かしら出典があると思いますので、少し調べてみましょう。

(有田委員)

後から入れてもいいのではないですか。出典を入れるということを確認するという事です。

(早瀬会長代理)

出典に関しては、本日の審議会の間に出典元がわからない場合は、後で出典元を確認のうえ追記するという事で確認していきたいと思います。

(楠委員)

パブコメの6ページにいただいているご意見で「パブコメしているのがわかりにくい」ということですが、私も一度ホームページを探しましたがなかなか見つけられませんでした。パブコメというのが、市のホームページのどこのカテゴリーの部分に入っているのかわからないと見つけにくいです。実際のところ、どこのカテゴリーに入っているのでしょうか。

(市民活動担当課長)

市民局のページのほうにトピックス的に入っているところと、市でまとめて掲載しているところとあります。

(市民活動担当係長)

大阪市のトップページのほうにはないのですが、トップページから「市民の方へ」というところに入っていた中での「行政に関する意見募集」というところで、大阪市が行っているパブリック・コメントをまとめて掲載しています。

確認をお願いしたいのですが、ダイアログのコラムの原則6の「暗在的」という言葉が正しい表現なのかわからないのですが。

(早瀬会長代理)

「暗在的」という表現で間違いないと思います。目立たぬように進行するといった意味合いで。こういう世界の言葉によくある表現だなと思います。ただ、日本語としてわかりにくいというところではありますが。「リーダー」というのも最近は「ホスト」とよく使われていますね。「ファシリテーター」という言葉も以前は使われていたのですが。

(相川委員)

「組織を変える『仕掛け』」高間邦男さんの著書で光文社が出版したものが、この6つ

の原則に完全に一致しています。間違いはないと思うのですが、松浦委員には確認してください。

(早瀬会長代理)

では、この本文とパブリック・コメントに対する回答のほうを事務局で修正していただいて、答申とさせていただきますと思います。

修正いただいている間に、本日の案件のその他になっております大阪市の来年度の予算について、平成23年度予算案概要の資料をお作りいただいていますので、ご説明いただきたいと思います。

(市民活動担当課長)

市会成立がまだになりますので予算案の概要ということになっております。一部予算成立を前提として取りかかっている事業もあります。参考資料をご覧ください。

一点目の「大阪市地域貢献活動マッチングシステム」につきましては、3年間の重点事業ということで取り組んでおりますが、ホームページのほうの情報提供と実務的なコーディネーションを実施している事業で、企業のCSR活動とNPOなどの市民活動団体を結び付けるといったコーディネートを行っています。3年目ということで、地域レベルでのネットワークづくりを重点化していくために、雇用の基金を活用させていただいて雇用の創出を図りながら実施してまいります。実施については、大阪市ボランティア情報センターが中心となって実施していただいております。

2つ目が「協働推進に向けた職員づくり・体制づくり」ということで、審議会のほうでお作りいただいております「大阪市協働指針」の策定を受け、職員への浸透や協働推進の迅速化・効率化を図るため、職員個人に対する意識醸成と、各所属における協働推進体制の整備などで、各所属における業務支援を行うといったものになっております。こちらに職員に対する研修といったものを含めまして、1,200万円の予算計上になっております。

3つ目が新規事業ということになっておりますが、「コミュニティビジネス等促進事業」で、この間コミュニティビジネスに対する啓発や促進ということで市民局のほうで行ってありましたものと、専門的な相談については産業創造館で経済局が実施してありました。先ほど議論の中でも出ておりましたが、市政改革基本方針の中で社会的ビジネスという定義付けをしており、進め方や調査研究といったものも含めまして700万円の予算計上になっております。

以降は、従来の事業が続きますように、市政改革にもありますように地域力の復興ということで、区役所であったり、ボランティア情報センターやコミュニティ協会といった組織と地域を支援していくという内容になっております。

参考資料の表面の下から2つ目の「市民活動保険」については、本年度から保険の加入をしておりましたが、熱中症や食中毒など従来の保険ではカバーできなかった部分がありましたので、保障の見直しといった部分も踏まえまして、2200万円の予算計上になっております。

参考資料の裏面に移りまして、「地域活性化支援のための講師派遣事業」については、市民活動団体などの取組みに対して講師を派遣するといった事業になっております。

最後になりますが、「市民活動推進拠点の整備」につきましても、市民活動の促進と協働推進に向けた環境づくりのための調査ということで500万円の予算になっております。

(早瀬会長代理)

ありがとうございました。拠点の整備については調査費ということですね。

それでは、ご質問などありましたらお願いしたいと思います。

(有田委員)

このうち市民局直営でされるものと公募されるものがあると思いますが、公募される事業があれば教えていただけますか。

(市民活動担当課長)

公募する事業につきましては「コミュニティビジネス等促進事業」と「NPOレベルアップ講座事業」、「協働推進に向けた職員づくり・体制づくり」については一部「職員研修」の部分になりますが公募することになります。「市民活動推進基金助成事業」につきましては、事前に登録いただいた団体あてに助成事業の募集をいたします。「クリック募金」につきましても、協賛いただける企業の募集を引き続き行ってまいります。「市民活動保険」についても、保険会社の公募を行います。

(早瀬会長代理)

ありがとうございました。

(有田委員)

予算案概要の最後の「市民活動推進拠点の整備」についてももう少し具体的にご説明いただけないでしょうか。

(市民活動担当課長)

拠点施設の整備ということで、この間、市役所内の関係先と、候補施設について調整してまいりましたが、施設の需要や規模の調査の必要があるということで、来年度の予算につきましても、調査費用での計上ということになっております。

(早瀬会長代理)

今から調査をされることになるので、来年の4月からの市民活動推進拠点の整備は難しくなってしまうと思います。

それでは、この審議会の今後の予定のようなものがあれば教えていただけないでしょうか。

(安全・市民活動担当部長)

この審議会につきましては任期を迎えます。審議会の委員の皆さまにおかれましては、協働指針の策定等にご尽力いただきまして大変ありがとうございました。

次の審議会につきましては、公募委員の手続きに関することや大阪市全体の市政改革の流れもありますので、その辺も含めながら審議会にはお力をお借りしてまいりたいと思っ

ております。

(早瀬会長代理)

この審議会の任期終了後、すぐに動きがあるというようなことはないということですね。それでは、この審議会委員で集まる最後の審議会になりますので、本日も出席の皆さまからごあいさついただければと思います。

(有田委員)

市の財政などが困難な状況にあり、担当したワーキング部会の市民活動拠点の整備が任期中に方向性等が見えないのはとても残念に思います。

大阪の市民活動を促進するという観点からも、「拠点施設のあり方」の提言の中にもありますが、拠点施設に限らず、施策全体の中で市民活動を促進するということを考えていただけたらと思います。

(相川委員)

もともと兵庫県のほうで仕事をしておりましたので、今回初めて大阪市の仕事をさせていただきました。非常に勉強になりました。特に全国的に協働が一体となつてとか相互理解ばかりが強調される中で、この審議会では違いを活かすことなどと定義づけてきたのは非常に大きな意味があつて、おそらくこれから関西でこのようなものを作るときにこの定義が広がっていくと思います。ありがとうございました。

(楠委員)

私もこの審議会に初めて参加させていただいて、発見もあり企業の立場からNPO活動とか市民活動・ボランティア活動について関わってきましたが、改めて行政との協働という大きな課題の観点で自分たちの活動自体を再認識した部分があります。

今日の話にもありましたとおり、市民協働というのがなぜ必要なのかという理解がまだまだ浸透していないので、市の中でもそうですが市民に対しても、この指針なりを活かしていただきたいと思いますと思います。

その結果として大阪市が市民協働の面では行政のナンバーワンだといわれる地域になっていただければ、私たちが頭を悩ませたところの成果も少しはあるのかなと思いますし、そこが全てだと思います。市民協働の先進地域になるように皆さまのご活躍を期待しております。ありがとうございました。

(田中委員)

本日も初めて参加させていただいたのですが、昨年の9月までは主に堺の地区で活動しておりまして、堺市の審議会などにも携わらせていただいております。

連合の活動も地域に根ざした労働運動を掲げ「希望と安心の社会」の実現に向け、労働者は勿論のこと、地域の方々と一体となった運動の展開に取り組んでおりますので、今後とも皆様方のご指導をいただきながら勉強してがんばっていきたいと思います。よろしくお願いたします。

(山田委員)

この指針の作成に関わらせていただいて、指針の【基本編】のほうは思いが広がった形で作れたと思うのですが、進めていくうちに【実践編】や拠点の話の部分も含めて気持ちがしぼんできたという感じがしています。

確かに大阪市においては、市民協働とか市民活動団体との協働は進んできていると思うので、この審議会では市民との対等とか市民活動団体との対等といったことについては、かなり強調して作ってきていると思います。ただ、大阪市でも別の部署になると、主体が市になる協働というのが見受けられて、われわれが議論してきた大阪市の市民協働、市民活動団体との協働というのが進んでいくのかなという危惧しているところがあります。

今後これから、実践的な取組みを進めていくにあたって、市民局のこの部署がイニシアチブをとって進めていっていただければと期待しております。

(早瀬会長代理)

今回の審議会には二つ大きな仕事があって、一つは拠点をどのようにするのかということで審議会として提言はできたのですが、調査からということで、早急に整備していただければと思います。

もう一つは協働指針の取組みで、協働指針の中で他の自治体などで作られているものに比べて、PDCAというか評価が入っているものはほとんどないので、その辺は大変重要な部分だと思います。実際上は【実践編】を作るにあたって、時間的に短い期間に作ることにならざるを得なかったもので、この短期間でここまでまとめるのも大変だったわけで、事務局と一緒にやっていただいた市民活動情報センターの今瀬さんには大変感謝しております。そのプロセス自身が協働だったものですから、こういう書類を作ったということ自身が評価されるのではないかと思います。

この後は、市のほうにボールが投げられます。もちろんパートナーとして市民活動団体があるので協働してよりよい大阪市にしていきたいと思います。

(市民活動担当課長代理)

先ほどの松浦委員のコラムの部分については、ご本人に電話で確認しまして修正内容で了解していただきましたので、報告させていただきます。

(早瀬会長代理)

それでは、本日の審議会のなかで解決したということでご理解いただきたいと思います。

(市民活動担当課長代理)

それでは、早瀬会長代理のほうから杉本市民局長のほうへ、本日取りまとめました指針【実践編】を答申いただきたいと思います。

(早瀬会長代理)

それでは、修正部分を反映いたしまして答申とさせていただきます。

(市民局長)

それでは、閉会にあたりまして、一言ごあいさついたします。

市民活動推進審議会の皆さまには、この間大変ご熱心なご審議をいただきまして、大変

ありがとうございました。

また、本市の市民活動推進にかかる総合的な施策について諮問させていただきまして、それぞれ貴重なご意見をいただいたところでございます。

ただいま、審議会ならびにワーキング部会の皆さまにご熱心にご審議いただき、大阪市協働指針【実践編】をいただきました。また平成22年度におきましては、市民活動推進施設のあり方の基本的な考え方の提言の答申を先日いただいたところであります。

本日いただきました大阪市協働指針【実践編】につきましては、昨年度いただいた【基本編】と合わせまして、これから大阪市が市民協働を進めていくうえでの基本となるものと考えておりますので、これから職員研修等を通じまして全職員に内容をうつしてまいりたいと思います。市民協働を推進していくうえで、魅力あるものとなりますように活用させていただきたいと考えておりますので、今後ともご指導のほどをよろしくお願い申し上げます。

本日の委員の皆さまにおきます審議会については、一旦今回が最終ということになりますが、平成23年度からは大阪市が地域から市政を変えろということで、新たな市政改革の元年の年になります。地域に視点をおいて取組みを進めてまいることとなり、その中心的な取組みが市民協働であると考えております。市政改革についても、現在開催中の市会においてさまざまな議論が行われておりますし、春に向けて体制の整備も行おうということでございます。新年度につきましても、引き続き議論しながら、いろいろな取組みを進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

委員の皆さま方においては、大変ありがとうございました。

(市民活動担当課長代理)

それでは、本日はこれで閉会させていただきます。さまざまなご意見いただきましてありがとうございました。